

# 転入届 ようこそ、松山市へ



市外から松山市へお引越した場合は、松山市へ転入の届出（新住所に住み始めた日から14日以内）が必要です。


※マイナンバーカード所有者は、転出予定日から30日以内若しくは松山市に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしないと、マイナンバーカードが失効します。（再交付は有料です。）

窓口にお越しの方は、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・資格確認書など）をお持ちください。

## ■の手続は市民課・各支所で手続できます

※項目内の(市)は市民課、(中)は中島支所、(北)は北条支所です。  
 ※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。

## ★の手続はオンラインで手続できます

 左の二次元コードからも手続が可能です。  
 ←松山市ホームページ「オンライン手続」  
 ※マイナンバーカードが必要な手続あり

## 転入に関連するおもな手続き

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	お問い合わせ先 (市外局番 089)	
<b>住所 戸籍</b>	マイナンバーカードをお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードの継続利用（住所変更）</li> <li>※転入届出日から90日以内に継続利用をしないとカードが失効し再交付は有料となります</li> <li>署名用電子証明書発行申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>暗証番号数字4桁</li> <li>暗証番号英数字6～16桁</li> </ul>		市民課 (本館1階) 948-6569
	→追記欄満欄の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>再交付申請（特急発行） (30日以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカード</li> <li>本人確認書類もう1点</li> </ul>		
	印鑑登録を希望する方	(必要な方) 登録の申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録する印鑑</li> <li>顔写真付本人確認書類</li> </ul>		市民課 (本館1階) 948-6338
<b>保険 年金</b>	国民健康保険に加入する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の加入</li> <li>所得申告書の提出</li> </ul>	(口座振替を利用する場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>通帳届出印</li> <li>口座がわかるもの</li> </ul>		健康保険課 (別館3階) 948-6363
	→修学のために転入する方 →住所地特例に該当する施設に転入する方	前住所地の国民健康保険を引き継ぐ場合があります。お知らせください。			
	75歳以上の方 又は65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	住所変更届	(県外からの転入の方) <ul style="list-style-type: none"> <li>負担区分証明書</li> </ul>		健康保険課 (別館3階) 948-6941
	→愛媛県外から住所地特例に該当する施設に転入する方	前住所地の後期高齢者医療保険に引き続き加入します。			
	国民年金[1号]に加入中の方	住所変更届 ※納付書・口座振替は継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳又は基礎年金番号通知書</li> <li>退職日がわかるもの</li> </ul>		保険給付・年金課 (別館3階) 948-6356
→勤め先を退職した方	国民年金(1号)への切替				
→受給している方	(必要な場合) 住所変更届				
<b>高齢 介護</b>	65歳以上の方	転入後半年程度、保険料の年金天引きは停止します。 介護保険証、納入通知書は後日郵送 ★(必要な場合)口座振替手続	(口座振替を利用する場合) <ul style="list-style-type: none"> <li>通帳届出印</li> <li>口座がわかるもの</li> </ul>		介護保険課 (別館2階) 948-6919
	→住所地特例に該当する施設に転入する方	前住所地の介護保険に加入できる場合があります。お知らせください。			
	→負担限度額認定証を持っていた方	負担限度額認定証の申請 ※(中)・(北)でも可			
	介護認定を受けていた方	★認定引継の手続 ※住み始めた日から14日以内に手続が必要です ※(中)・(北)でも可	(65歳未満の方) <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険の資格確認書</li> </ul>		

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続	必要なもの	該当	お問い合わせ先 (市外局番 089)	
障がい	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	・住所変更 ・(療育手帳をお持ちで県外からの転入の方)新規手帳作成 ※㊦・㊧でも可	・各手帳 ・縦4cm・横3cmの証明写真(3ヶ月以内撮影) ※療育手帳新規作成の方		障がい福祉課 (別館1階) 948-6017
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	(県外からの転入の方) 新規手帳作成	・縦4cm・横3cmの証明写真(1年以内撮影) ・マイナンバーがわかるもの		948-6018
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちだった方・新たに希望する方	<b>受給者証の申請</b>  ※㊦を除く	・受給者の健康保険の資格確認書等 ・身体障害者手帳又は療育手帳		障がい福祉課 (別館1階) 948-6936
こども	小学生・中学生のお子さんがある方	<b>転校通知書の受取</b> ※校区外通学を希望する場合は事前に学校教育課にご相談ください	(事前に許可を得ている方)許可証等 (松山の学校へ) ・旧学校からの書類 ・転校通知書		学校教育課 (第4別館3階) 948-6870
	児童手当を受給していた方 (引き続き公務員として職場から支給される方以外)	<b>★請求手続</b> ※転出証明書の転出予定月内又は転出予定日の翌日から15日以内に手続が必要です	・請求者名義の口座が分かるもの		子育て支援課 (別館2階) 948-6354
	児童扶養手当を受給していた方・新たに受給希望の方	児童扶養手当の申請  ※㊦でも可	※一定の要件があります 子育て支援課にご相談ください		子育て支援課 (別館2階) 948-6845
	子ども医療費受給対象の方	<b>★受給者証の申請</b> (18歳の年度末まで対象)	・子どもの健康保険の資格確認書等		子育て支援課 (別館2階) 948-6888
	ひとり親家庭医療費受給者証をお持ちだった方・新たに希望する方	受給者証の申請  ※㊦でも可	※一定の要件があります 子育て支援課にご相談ください		子育て支援課 (別館2階) 948-6888
	妊娠中の方	転入用ママ・パパセット受取			すくすく支援課 (保健所1階) 911-1869
		妊婦支援給付金の申請 ※前自治体で未申請の方	・母子健康手帳 ※住所はご自身で訂正してください		911-1852
	多胎妊産婦(3歳未満)の方	<b>★多胎妊産婦等サポート事業利用券</b> ※原則オンライン手続 	すくすく・サポート市役所(本館1階)等、市内5か所のすくすく・サポートで申請・受取可。		すくすく支援課 (保健所1階) 911-1821
	1歳未満のお子さんがある方	<b>★転入赤ちゃん連絡票の手続</b> ※原則オンライン手続 健診受診票や予防接種手帳等を送付 			すくすく支援課 (保健所1階) 911-1821
		<b>ブックスタート</b>	※ブックスタート・予防接種手帳のみ支所でも受取可		中央図書館事務所 (湊町7丁目) 943-8008
	1歳以上のお子さんがある方	<b>予防接種手帳の受取</b>			保健予防課 (保健所1階) 911-1858
	第2子以降(1歳未満)の子を養育している方 →(四国中央市除く)県内から転入する方	<b>愛顔っ子応援券(おむつ券)の申請</b> ※満1歳の誕生日の前日まで <b>他市町の未使用券(有効期間内)がある場合は引換申請</b>	・母子健康手帳 ・母子健康手帳 ・おむつ券		子育て支援課 (別館2階) 948-6418
	出産世帯応援(県市連携事業)を申請する方	出産世帯応援事業補助金、 出産世帯奨学金返還支援事業補助金の申請	※申請期限等、詳細はホームページをご確認ください		(別館4階) 948-6016
その他	犬を飼っている方	<b>所在地変更届・鑑札の交換</b> ※マイクロチップ登録の方はオンライン上で手続	・登録番号の分かるもの(鑑札など)		生活衛生課 (保健所1階) 911-1862

松山市コールセンター  
089-946-4894

〒790-8571  
愛媛県松山市二番町4丁目7番地2

開庁時間 午前 8時30分 ~ 午後 5時

※市民課のみ以下の時間、開庁しています。(祝日・年末年始除く)  
木曜日の 午後7時まで  
第2土曜日の 午前 8時30分 ~ 午後 5時